

福岡県公報

令和5年12月8日
第 454 号

目 次

告 示 (第761号 - 第767号)

○道路の占用の制限	(道路維持課)	1
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告		
○土地改良区の成立	(農村森林整備課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) 6
 - 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) 7
- 労働委員会**
- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について
(労働委員会事務局調整課) 7

告 示

福岡県告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	県 道	甘 木 田主丸 線	朝倉市小田1657番先から 朝倉市小田1658番1先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡

大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年12月22日

福岡県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
朝倉	一般国道	386号	朝倉郡筑前町篠隈159番5先から朝倉郡筑前町篠隈185番32先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年12月22日

福岡県告示第763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第133号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池(2)	飯塚市下三緒（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第134号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金池(2)	飯塚市下三緒（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池-4	飯塚市下三緒（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第766号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 起業者の名称
朝倉市
- 事業の種類
朝倉市総合市民センター駐車場保全事業
- 起業地
 - 収用の部分
朝倉市甘木字堀ノ前地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和5年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市甘木字堀ノ前地内において、朝倉市総合市民センター（以下「総合市民センター」という。）に近接する土地を取得して施設駐車場の整備を行うものである。

総合市民センターは、朝倉市における文教施設として、旧甘木市において平成6年5月に設置されたものである。敷地内には、朝倉市教育委員会、文化施設としてのホールや社会教育施設としての図書館、研修施設及び保健福祉センターを含有しており、多くの市民が集まり、活動する場となっている。

また、総合市民センターは朝倉市地域防災計画において指定緊急避難場所として指定されており、特に豪雨災害時においては中長期にわたり多数の避難者を引き受ける施設として役割を果たしている。

現在、総合市民センターでは第1駐車場278台、第2駐車場51台及び西側駐車場（第3駐車場）230台の計559台分の駐車場を確保しているが、西側駐車場（第3駐車場）の敷地については、地権者と借地契約を締結し使用しているところである。

本件事業は、土地賃貸借契約を締結し借地で対応している西側駐車場（第3駐車場）の敷地について、土地所有者と土地賃貸借契約の更新の協議が整わないことから、地域住民の今後の安定的な文化芸術活動を支え、総合市民センターの駐車場の永続的な利用を確保するため、現在使用している西側駐車場（第3駐車場）の敷地を取得するものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、施設利用者の利便性の確保が図られること、市民の文化芸術活動の維持が図られること、災害時における避難所としての機能確保が図られることなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないため、軽微なものであると認められる。

ウ また、本件事業は既に施行している事業用地を買収により保全するものであり、総合市民センターの駐車場を整備するに当たっては、新たに近接している土地を取得し当該施設の敷地として整備する案も考えられるが、造成費や物件補償等が必要になることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、本件事業に係る起業地を保全することが最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、西側駐車場（第3駐車場）の敷地を取得できない場合、施設利用者が駐車できず、文教施設としての機能を果たすことができないほか、災害時の避難所としての役割に支障が出ることなどから、本件事業を早急に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった朝倉市総合市民センター駐車場保全事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所教育部文化・生涯学習課

福岡県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	千稲手築線	前	嘉麻市下白井1190番1先から 嘉麻市漆生2122番2先まで	7.9 ～ 11.0	357.7
			後	嘉麻市下白井1190番1先から 嘉麻市漆生2122番2先まで	11.8 ～ 15.1	357.7

公 告

公告

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
稲童土地改良区	令和5年11月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市下有木字桶田510番113、514番1、514番15及び514番178並びに水原字柳ヶ谷1395番30及び1395番31

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市下有木620番地45

トヨタ福岡株式会社

取締役社長 中島 正紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字天山294番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市高雄一丁目3719番地6 メルベージュコートA202号

木村 由貴（木村 智也）

公告

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年12月8日から令和6年1月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年12月8日から令和6年1月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年11月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ドン・キホーテ那珂川那珂川市片縄四丁目31番外	MEGAドン・キホーテ那珂川店那珂川市片縄四丁目31番外

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年11月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 MEGAドン・キホーテ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
建物内東側	15	-	-
建物内北東側	47	建物内北東側	47
建物内西側	26	建物内西側	15
建物西側	14	建物西側	8
合計	102	合計	70

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ケーズデンキ筑後店

(2) 所在地 筑後市大字前津字大坪153-1他6筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 久留米南ショッピングセンター
 - 所在地 久留米市大善寺町宮本456
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字口ヶ坪3493番地1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区みどりが丘二丁目24番9号
阿部 泰介、阿部 侑布

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字頓野1047番3、1047番12、1048番3、1048番4及び1050番1から1050番25まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区大平一丁目10番12号
有限会社ジーエス

代表取締役 武内 鬼子男

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和5年12月8日

福岡県労働委員会会長 上 田 竹 志

氏名	委嘱年月日	現職等	備考
上田 竹志	令和5.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪 稔	令和5.11.27	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
千綿 俊一郎	令和5.11.27	弁護士	同上
所 浩代	令和5.11.27	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
服部 博之	令和5.11.27	弁護士	同上
丸谷 浩介	令和5.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	同上
渡部 有紀	令和5.11.27	弁護士	同上
金光 千春	令和5.11.27	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑原 忠志	令和5.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
古賀 栄一	令和5.11.27	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
高田 章男	令和5.11.27	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	同上
西 央人	令和5.11.27	UAゼンセン福岡県支部支部長	同上
藤田 桂三	令和5.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
溝田 由美子	令和5.11.27	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
内場 千晶	令和5.11.27	株式会社九電工理事ダイバーシティ推進室長	現使用者委員

小川 浩二	令和5.11.27	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長	同上
熊手 艶子	令和5.11.27	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
高松 雄太	令和5.11.27	株式会社安川電機人事労務改革部長	同上
中村 年孝	令和5.11.27	福岡県経営者協会専務理事	同上
丸山 武子	令和5.11.27	ヤマエグループホールディングス株式会社常務取締役CHO最高人事責任者人事・総務担当	同上
吉村 達也	令和5.11.27	博多バスターミナル株式会社代表取締役社長	同上
徳永 響	令和5.11.27	弁護士	前公益委員
森 裕美子	令和5.11.27	弁護士	同上
先川 勇司	令和5.11.27	九州電力労働組合本店支部執行委員長	前労働者委員
吉村 淳治	令和5.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会事務局長	同上
有馬 紀顕	令和5.11.27	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
竹内 直行	令和5.11.27	株式会社井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
白鳥 義文	令和5.11.27	福岡県労働委員会事務局長	
大久保 近	令和5.11.27	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
浜田 康之	令和5.11.27	福岡県労働委員会事務局審査課長	